

「業界別人材確保支援事業（運転免許取得支援）」 が開始されました!!

東ト協は新たに東京都の外郭団体「東京しごと財団」助成事業により、「業界別人材確保支援事業（運転免許取得支援）」を開始しましたので、ご案内致します。

東京しごと財団助成事業



★事業目的

業界別人材確保支援事業（団体独自取組支援）助成金は、トラック業界の課題やニーズに対応し、東ト協会員を対象にトラックドライバーに必須な運転免許の取得経費を助成し、トラック業界全体の人材力確保の向上を図ることを目的としています。

★助成対象期間（東ト協が定める事業計画期間）

令和2年10月1日（木）～令和4年3月10日（木）まで

★助成率

取得費用（税抜）の50%（ただし、延長料金、合宿免許の食事代、仮免許交付・申請料は助成の対象となりません。）

※ 各年、前期分（4月～9月）・後期分（10月～3月）として取り纏め、東京しごと財団への実績報告後に助成金の支給決定となるため、前期分は11月末、後期分は6月末の支払いとなります。なお、東ト協及び全ト協の運転免許取得に係る助成との併用は可能です（ただし、免許取得費用を超える助成は行いません）。

★取得可能な運転免許の種類

大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型特殊自動車免許又はけん引免許に係る新規免許及び限定解除審査であって第一種運転免許に限ります。

※ 普通自動車免許、自動二輪車免許（大型、普通）、小型特殊自動車運転免許、原動機付自転車免許及び第二種運転免許は助成対象ではありません。

この制度は東ト協が実施している免許取得助成制度などと併用することが可能で、これにより大半の費用の助成が受けられます。助成には複数の条件がございますので、詳細につきましては「トラック時報（10/25号）の一面」及び「トラック時報挟み込みのチラシ」又は「東京都トラック協会のHP（<https://www.totokyo.or.jp/>）」をご確認下さい。